

一般社団法人日本肘関節学会
基金取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本肘関節学会の基金の取扱いについては、本規則に従う。

(基金の種類)

第2条 この基金の拠出は金銭によるものとし、その他の財産による拠出を取り扱わない。

(管理・運用)

第3条 基金の管理・運用は理事会が行い、社員総会の承認を得て基金を設置し運用する。

(使用目的)

第4条 基金はこの法人の事業を実施するために使用することができる。使用は収支予算に基づき社員総会の承認を得る。

第2章 基金の募集、割当て及び払込み

(募集事項)

第5条 基金の募集に際して、理事会は次の事項を決める。

- (1) 募集に係る基金の総額
- (2) 募集期間
- (3) 払込みの期日または期間

(基金の申込)

第6条 前条の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対して、次の事項を通知する。

- (1) この法人の名称
- (2) 募集事項
- (3) 払込みの取扱いの場所
- (4) 基金の拠出者の権利に関する規定
- (5) 基金の返還の手続き
- (6) 定款に定められた事項であって、基金の引き受けの申込みをしようとする者がこの法人に対して通知することを請求した事項

2. 基金の引受けの申込みをしようとする者は、次の事項を記載した書面をこの法人に提出（交付）しなければならない。
 - (1) 申込する者の氏名又は名称、および住所
 - (2) 引受けようとする金額の額と数
3. 前項の申込みをする者は、同項の書面の提出（交付）に代えて、法務省令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。この場合において、この申込みをした者は、同項の書面を提出（交付）したものとみなす。

（変更など）

- 第 7 条 この法人は、前条第 1 項各号の事項について変更があったときは、直ちにその旨およびその変更事項を前条第 2 項の申込みをした者（以下申込者という）に通知しなければならない。
2. この法人の申込者に対して通知（又は催告）は、前条第 2 項第 1 号の住所に宛てて発すれば足りる。
 3. 前項の通知（または催告）は、その通知（または催告）が通常到達すべきであったときに到達したとみなす。

（基金の割当て）

- 第 8 条 理事会の決議により申込者の中から基金の割当てを受ける者とその額を定め通知する。
2. この法人は、第 5 条第 3 号の払込みの期日または期間の初日の前日までに、その申込者に割当てる基金の金額を通知しなければならない。

（基金の申込み及び割当てに関する特則）

- 第 9 条 前 3 条の規程は、基金を引受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には適応しない。

（基金の引受け）

- 第 10 条 次の各号に掲げる者は、その各号に定める基金の額について基金の引受人となる。
- (1) 申込者 この法人の割り当てた基金の額
 - (2) 前条の契約により基金の総額の引き受けた者 その者が引き受けた基金の額

（基金の拠出の履行）

- 第 11 条 基金の引受人は、指定された期日または期間内に指定口座に全額を払い込む。

2. 基金の引受人は、第 1 項の規程による払込み（以下、「拋出の履行」という）をする責務と、この法人に対する責権とを相殺することができない
3. 基金の引受人が拋出の履行をしないときは、基金の引受け、その効力を失う。

（基金の拋出者となる時期）

第 12 条 基金の引受人は、次の各号に掲げる場合には、その各号に定める日に、拋出の履行した基金の拋出者となる。

- (1) 第 5 条第 3 号の期日を定めた場合 その期日
 - (2) 第 5 条第 3 号の期間を定めた場合 拋出の履行をした日
2. この法人は、前項に定める日に、基金の拋出者に対し、拋出の履行の証として証拠証（引受け証）を発行する。

（引受けの無効又は取消しの制限）

第 13 条 民法第 93 条第 1 項但し書および第 94 条第 1 項の規程は、基金の引受けの申込み及び割当て、並びに第 9 条の契約に係る意思表示については、適応しない。

2. 基金の引受人は、前条の規程により基金の拋出者になった日から 1 年を経過した後は、錯誤、詐欺又は脅迫を理由として基金の引受けの取消しをすることができない。

第 3 章 基金の管理

（基金管理簿）

第 14 条 基金の募集ごとに基金管理簿を作成し、以下を登録する。

- (1) 募集に係る基金の総額
 - (2) 基金の拋出に係る金銭の払込みの期日又はその期間
 - (3) 拋出者の氏名または名称、および住所
 - (4) 拋出者毎の基金の金額
 - (5) 前号の基金の供出の返還が行われた場合においては、その後の金額
- 拋出者は変更が生じた場合、速やかに法人に通知する。

（利用実績および財務状況の報告）

第 15 条 理事会は、基金の利用実績および財務状況を社員総会で報告し承認を得る。

（譲渡・質入など）

第 16 条 基金の権利を他人に譲渡・質入・信託することはできない。

2. 基金の拋出者が死亡または解散したときは、その正当に承継した権利者にこ

の法人に対する基金の拠出者の権利は帰属する

3. 前項の場合この法人は、正当に承継した権利者の請求により、基金管理簿ならびに証拠証（引受け証）に追加記載する。

（証拠証（引受け証）の再発行）

第 17 条 この法人は、基金の拠出者が証拠証（引受け証）を喪失した場合においても、その再発行は行わない。

2. 基金の拠出者が証拠証（引受け証）を汚染又は毀損した場合においては、この法人は基金の拠出者から証拠証（引受け証）を添えて請求があった場合には、その再発行をすることができる。

（責任の免除）

第 18 条 基金返還時には基金管理簿に記載された氏名または名称、住所に通知し、指定口座に振り込むことで責任を免除される。

第 4 章 基金の返還

（基金の返還）

第 19 条 この法人の基金の返還は、社員総会の決議によって行わなければならない。

2. この法人は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が次の金額の合計額を超える場合において、その事業年度と次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、その超過額を返還の限度として基金の返還をすることができる。

（1）基金並びに第 23 条の代替基金の総額

（2）時価を基準とした評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

（3）第 1 項の決議においては、次の事項を決議するものとする。

①返還の総額

②返還の期日

③返還の方法

（権利）

第 20 条 拠出者は、返還日まで返還を請求することはできない。

（返還の順位・金額）

第 21 条 この法人の基金の返還については、個別の基金毎に返還の順位をつけないものと

し、個別の基金の拠出者の拠出金額に応じて均等額を返還する。

2. 当初の拠出金額に相当する金額全額の返還を受けた拠出者に対して前項は該当しない。

（基金の利息）

第 22 条 この法人の基金の返還に係る債権には、利息を付さない。

（代替基金）

第 23 条 この法人が基金の返還をする場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2. 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

（返還の制限）

第 24 条 この法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第 99 条第 1 項に規定する劣後的破産債権及び同条第 2 項に規定する約定劣後破産債権に後れる。

附則

- ・ 本規則の改訂は理事会において行う。
- ・ この規則は、令和 8 年 3 月 14 日から施行する。